建設水道委員会会議録

1. 開催年月日

平成27年 3月11日 開会 9時57分 閉会 11時06分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

4. 欠席委員名

なし

- 5. その他の会議出席者
 - (1)議長 宮地俊則
 - (2) 副議長 上野安是
 - (3) 説明員

副市長三宅生一建設経済部長田邊義博水道部長笠行眞太郎建設経済部次長妹尾福登水道部次長森本謙一商工観光課長谷本悦久農林課長谷高常泰上水道課長藤井護都市建設課参事加賀洋一上水道課参事田中快廣上水道課長補佐井岡和浩都市建設課主幹田中大三

(4) 事務局職員

事務局長 三宅道雄 事務局次長 岡田光雄主 任藤井隆史

- 6. 傍聴者
 - (1)議員河合謙治、三宅文雄、坊野公治、佐藤豊、森本典夫
 - (2) 一般 1名
 - (3)報道 1名
- 7. 発言の概要

委員長(簀戸利昭君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

副市長(三宅生一君) 皆さんに、改めましておはようございます。

きょうは皆様方に話をするということにならない、もう周知の3・11であります。

死者、行方不明者、そして震災の関連で亡くなられた方を含めますと2万人を超えるというふうに聞いております。また、今なお避難生活を余儀なくされておられる方、これが22万9,000人というふうにも聞き及んでおります。当地の早い復興を願ってやまない、そういった感じであります。

井原市といたしましても、こういった災害に対応するそういった確かな行政もやっていき たい、そのために建設水道インフラ整備をやってもいきたいというふうにも思っています。

また、きょうのこの日ということで、皆様方には既にお気づきの方もおられるかもわかりませんが、本庁それから支所を通じまして国旗、市旗を半旗掲揚をいたしております。なおかつ、地震のあった午後2時46分には政府の主催いたしますその式典に合あわせまして庁内一斉に1分間の黙祷をしたいというふうにも思っております。

これから、こういったときの行政というふうに市民から言っていただけるような、そういったものを追求していきたいというふうにも思っております。

さて、本日は建設水道委員会を開催いただきました。皆様方には何かとご多用の中、お繰り合わせをいただきましたこと、改めまして厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

この委員会に付託されております案件でありますが、条例が1件、それから事件案件が2件ということでございます。慎重に審議をいただきながら適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

なお、お手元に配付をさせていただいております定例会報告事項がございます。これは、 後ほど皆様方のほうでお目通しのほうよろしくお願い申し上げたいと思います。本日はどう ぞよろしくお願いします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第35号 井原市住宅供給条例の一部を改正する条例について〉

委員(大滝文則君) ちょっと一、二点、お尋ねします。

平成3年建設の1戸を譲渡するというご説明でしたけども、今後同じようなことが考えられるのか、その可能性についてちょっとお知らせいただきたいと思います。

建設経済部次長(妹尾福登君) 井原市住宅供給条例の住宅につきましては、旧芳井町時代に定住促進を図るために個人の土地を寄附していただき、その土地の上に町営住宅を建設

して一定の期間賃貸し、完了後譲渡するものであります。これにつきましては建設が18戸ありましたが、10戸のほうがこれを含めまして譲渡しておりますので、あと8戸が関係する住宅が残るということになります。

委員(大滝文則君) 今後の動向ということでお伺いしましたけども、これは最終的にはいつ8戸というのは整理できることなんですか。

建設経済部次長(妹尾福登君) 平成41年を予定しております。

委員(大滝文則君) 41年までに順次8戸が同じように整理されるということでよろしいですか。

建設経済部次長(妹尾福登君) はい、そうなります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第40号 公の施設の区域外設置について〉

委員(柳井一徳君) 1点お尋ねいたします。

川上町三沢地区内8戸42人ということで本会議で説明を受けましたが、現在川上町高山地区もこういう同じような形態でやっておられると、これは何件の方々に供給されておるんでしょう。

上水道課長(藤井 護君) 高山地区につきましては、現在26戸が給水を受けておりまして、給水人口は30名でございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第41号 市道路線の認定及び廃止について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長(簀戸利昭君) 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長(簀戸利昭君) 本日の所管事務調査事項はございません。不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言を願います。 委員(藤原清和君) 今当委員会の所管に関する事項というふうに考えておりますので、 ひとつ執行部に対してお尋ねしたいことがございます。

内容につきましては、先般の一般質問の中で水道管工事のことにつきましていろいろ意見のやりとりをしておりましたけれども、一般市民の方からも一体何をしとってんだろうかというような、こういった声も上がっております。私たち自身もよくわからない点がございますので、その点をお尋ねしていきたいと思いますので、委員の皆様方のご賛同をいただきたいと思います。

委員長(簀戸利昭君) 藤原委員提案の件について、所管事務調査事項として追加することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

〈水道管工事の件について〉

委員(藤原清和君) それでは一、二、お尋ねしたいんでございますけれども、一般質問の水道部長とのやりとりの中で、管工事の実際に工事を行った時点で、管をつなぐときにいろいろ汚物が入ったり、それからまたさびが出たりということで危険を伴うということのやりとりをやっとる中で、これから工事することにつきまして業者と水道部の担当者の方とのその場でのやりとりだけで進めていけばいいんですねということを再々尋ねておられましたけれども、そのことについてどういうことか、途中で云々かんぬんとか、わけのわからん言葉が入ってきたりして、よく聞いとる人もわからんし、私たち自身もよくわからないんでございますけれども。最終的にはどういうふうな形に取り組んでいくようになるんかということ、もう一つは途中から市長のほうから手を上げられていろいろ質問されておりましたけれども、この中で昨年の9月から祝祭日とか夜間の工事は一切受けなくてもよろしいですということが2遍も出てきたというようなことがございますけれども、そういったことになったもとになること、そういうことも含めて私は尋ねていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上。

上水道課長(藤井 護君) まず、1点目ですけど、水質検査の件でございます。

水質検査につきましては、通常の施設を実施する水質検査と先ほど質問にありました突発事故に対する質問に係るものでございますけども、後者のほうで突発事故に対しての質疑が展開されたわけですけども、その中で水道部長が説明したのは、突発水質の検査については法令上しなければならないという規定がないということで、通常の職員が立ち会って工事現場で清掃、消毒、その他衛生上の措置を確認して洗管をしながら、管を洗ってきれいな水の状態で通水するという説明でございました。実際に、突発修繕の場合には管が破れてその一部分を直すという工事なもんで、新たに水質検査をしなければならないという規定もないし、衛生上現場職員が現場で立ち会って、確実な濁りとか泥をちゃんと管から外へ出す作業をしてきれいな水になったものをそれぞれの家庭に給水しているという状況の説明をさせていただいております。

先ほどの管工事組合が行いました契約不履行に関する質問でございますけども……。

委員長(簀戸利昭君) ちょっと待ってください、休日夜間の工事当番等についてだと思うんですが。

上水道課長(藤井 護君) 失礼をしました。休日夜間の件でございますけども、そうするに至った経緯をそれでは説明をします。

事の発端は、昨年、26年9月5日の夕方、管工事組合が請け負っている工事現場におい

て適正な手続による現場管理をしてほしいという指導をした結果、その指導に対して立腹された組合員の方がそれぞれの組合員各社に業務内容の不履行といいますか、修繕に対応しないでほしいという旨の通知を行ったものが発端でございます。

これに対しまして、9月8日の月曜日に組合の正副理事長と市が面談し協議を行いまして、その結果、漏水修繕の対応拒否を解除する旨の通知が送信されました。その9月8日に水道管における漏水事故が発生しまして、水道部としましては9月9日の対応で組合員への修繕依頼を行いました。ところが、9月9日では組合から修繕をしないという通知を受けているので修繕に対応できないということの回答がございました。また、9月10日には別の配水管の漏水事故が発生し、組合からの非対応の指示が出ていましたが、水道事業者として放置できないという理由により自主的にこの件につきましては修繕対応をいただいております。

それで、9月11日に市と正副理事長が面談し、その後拒否対応の解除がそれぞれの組合 員に対して送信されたということで、9月5日から11日の間に5日間の契約の不履行とい いますか、対応をしないという期間があったわけでございます。

そして、市としましては、本年1月22日に組合に対して厳重注意書を書面により発行を しております。

それから、30日に組合の理事を、5名中4名出席しましたけども、直接来庁を依頼して 厳重注意に係る今後の対応について説明をしております。

その後、2月16日に給水指定、事業工事事業者41社へ連絡して、30名参加してましたが、今後の説明会を実施いたしました。これは、27年度からの業務委託に係る内容を説明したものでございます。

委員長(簀戸利昭君) それと、休日夜間の工事当番は現時点はどうなっているかという 説明をお願いします。

上水道課長(藤井 護君) 現時点は、26年度におきましては今管工事組合と契約期間 が年度末までありますので、管工事組合との契約が続いております。

委員(藤原清和君) 初めの一般質問の中のやりとりの中でいろいろありましたけれども、議事録を見ればわかると思うんでございますけれども、何度も検査しながら管工事を行ってまいりますと言いながら、また質問側のほうに立って、執行部と業者との間の話だけで進めていけばよろしいかというのをしつこく聞いておられましたけれども、そこら辺の考えというのは何ですか。云々かんぬんとかというのが入ってきたら、裏に何かあるのかというふうに私らは思うんですけども。

結局、何が言いたいかといいましたら、一般市民の方が聞いておられても、あれ何やっと んですかと、ようわからんというて尋ねてこられたときに、私たちも答えようがない、そう いうことが一つ今回質問させてもらうことについてはあったわけでございます。

もう一つは、管工事の、先ほど言われましたけれども、市長の中では2度にわたって通達が出たと、管工事を受けてはいけないと2度にわたって出たというのは、今の流れの中で一番初めの1個だけで私は済んどんかと思うたら、もう一遍出とんですか、2度にわたってという、そこら辺を聞きたいんですけども。

上水道課長(藤井 護君) まず、1点目の突発修繕の水質検査ですけども、これは突発のときには議員さんが言われたのは突発修繕も水質検査をすればいいんじゃないかということの意味だったと思います。極端な話で、災害とか大きな事故があった場合のことを恐らく想定されているんではないかと思います。実際に、管に穴が開いてそれを塞ぐということの事故に対しては、当然法律上そういう水質検査をする必要がないということが書かれておりまして、部長が申しましたように水質検査を省略して、実際に職員が立ち会って簡易検査、臭いとか汚れとか、そういった目で見てそういった対応をして通水しているというような答えだったんですけども、震災とかそういう大きな災害で管を何メートルも取りかえるということが起こった場合には、当然管をかえるということで水質検査をする可能性がありますけども、通常水道部が考えておる突発な事故については、管に穴が開いたとか、管が外れたとかそういったことですから、水質検査までする必要はないという答弁に終始したということを思っております。

それから、2点目のたびたびということでありますけども、9月8日に正副理事長と水道部で面談を行いまして、一旦はそこで双方了解して対応しないということが解除されました。一旦、また組合員にファクスで了解を得たということでしたけども、翌日9日にはまた組合のほうで水道部の要請に対応しないでほしいという、2度目の修繕に対応しないというファクスが流れたということでございます。

ですから、5日に1回目の対応をしないというファクスが流れて、8日には解除されたんですけども、9日にまた2度目の対応しないでほしいという旨の通知が流れたということでございました。最後、9月11日にそれもやっと解除されたという状況であります。5日と9日の2度に渡ってファクスが流れたという状況であります。

委員(藤原清和君) それから、質問の中で、管工事が終わった後、確かに濁りが出たり 泡が出たりいろいろありましたけれども、そういったことについて通達なんかも、ボランティアでやってることを何遍かおっしゃっておられましたけど、ボランティアというたら工事 そのものがボランティアかというようなことまで尋ねてこられるんじゃけど、そこら辺のこ とについてちょっと詳しく聞かせてほしい。

もう一点、先ほどの通達が出たということがありましたけれども、この通達が出たという んか、管工事はしなくてもいいよと組合のほうに出したという一番の根源のことについて、 何でそういうことが起きたんかというような根源のことについて、もう一遍詳しく聞かせて ほしいなと思います。

上水道課長(藤井 護君) まず、1点目のボランティアでというような言葉もあったんですけども、実際漏水修繕した場合には、当然のことながらかかった費用につきましては後日精算して請求書によりまして支払いはどういった修繕工事でもしております。

事後処理の各家庭に影響が出たかどうかというのを聞いているとか、そういった状況で待機しているとか、そういったことも触れられましたけども、それにつきましては業者のすることで定かではございませんけども、上水道課としてもそういった関係のあった各家庭へもちゃんと確認をしておりますし、事業者ばかりがそういった確認をしているということではないというふうに理解はしております。

それと、2点目の最初に起こった経緯ですけども、一番は先ほど説明したように管工事の組合員が請け負った工事現場において正当な手続といいますか、人夫の貸し借りといいますか、そういったことが見受けられました。それが適正な手続きといいますか、下請事業の申請書を出さずに勝手に業者間で人夫の手伝いといったようなことが起こりまして、そのことを担当職員のほうが注意したということで、正規な下請届を出してくださいという指導を行ったことに対して強硬な手段に出たということが原因でございます。

以上です。

委員(藤原清和君) そうすると、管工事の組合の人とのやりとりの契約の内容なんかは 私は詳しくは知りませんけども、そういったことは全て違反しているということじゃないん でしょうか。

上水道課長(藤井 護君) 指導したことについては、労基のほうに違反しているという ことで指導をさせてもらったんですけども、それに対して水道の事業者が市がお願いする漏 水事故に対して対応しないでほしいといったようなことは規約違反に当たると思っておりま す。

委員(藤原清和君) それに対して、26年度末までは契約をもっておられるから、そのままお願いするんでしょうけども、これから先をどういうふうにするかということをちょっとこの間市長のほうにもしゃべっておられましたけれども、今後のことについてちょっと詳しく聞かせてほしいと思います。

上水道課長(藤井 護君) 組合と締結しておりました契約ですけども、この事件がございまして、こうしたことの責任をそれぞれ明確にするために、27年度からはそれぞれの協力していただける事業者と個別に契約をするということで今現在準備を進めております。今までは組合という組織との1対1の契約でございましたけども、今度は個別事業者と市の1対1ということに切りかえて契約しようと準備を進めている状況でございます。

委員(藤原清和君) 今現在どういった方が組合におられるんかということ、その名簿と新しい41社と言われましたその名簿は見せていただけますでしょうか。

上水道課長(藤井 護君) 給水指定事業者の市内の41社につきましては、市のホームページのほうに掲載をしているところでございます。

委員(藤原清和君) 当然、41社の中には組合に所属しとった方も含まれておるということを認識しておりますけれども、全ての方がその中に入っとられるんでしょうか、41社の中に。

上水道課長(藤井 護君) 組合組織に所属している事業者の方も市内給水指定工事の申請を行っておられますので、全ての事業者が含まれております。

委員(藤原清和君) はい、わかりました。

私のほうからは以上です。

委員(大滝文則君) 関連して1点だけお願いします。

ここに至った経緯というのは教えていただきましたけども、市が適切な管理をしてくださいとお願いしたら感情的なもつれになってということらしいんですけども、その詳しい内容は言葉の弾みもありましょうし、言い回しもありましょうし、いろんなことがあったんかと思うんですけども、それは今後またおいおいにわかってくるでしょうけども、1つのことでそういうトラブルが起きるということは今あることもあるかもしれませんのでちょっと確認したいんですけども、水道に関して、ほかのことについて市民とか業者とかの関係のトラブルというのは現時点では何もないというふうに認識すればいいですか、ほかにもそういった関連するトラブルがあるというふうに、解消する途中であるというような案件はどうなんでしょうか今現在の時点では。

上水道課長(藤井 護君) 上水道課として把握しているといいますか、実際に何件か聞いた話ですけども、実際問題よく言われるのは、最近特に提出資料、そういう書類が多くなったとか、今まではそんなに要求されなかったことが近年特に必要以上に多いんじゃないかというような話は個別の事業者からも聞いております。ただ、そういったときの説明につきましては、今までがそうだったからではなしに、公共工事をするにおいては土木も建築も同じように、水道に関しても同じように法令に基づいての関係書類を出してほしいということで説明をしまして、おおむねの事業所につきましては理解をしていただいてるというふうに思っております。

以上です。

委員(大滝文則君) 言葉というのは非常に難しいもんで、自分はこう言おうと思うても相手方はそうでないということが我々もよくあるんですけども、そういったことで誤解が生じないように丁寧な説明をしていただき、市民の方も、それから業者の方も皆、当然市民で

すから先ほど言いました丁寧な説明をしてスムーズな運用ができるようによろしくお願いしまして終わります。

委員(柳井一徳君) 突発工事ということで法的には一部水質検査の必要性がないということをご説明いただきました。

この突発工事の現場での人夫の貸し借りが労働基準法の違反になるということで確認して よろしいですかね、これは。

上水道課長(藤井 護君) 人夫のやりとりというのは、突発事故ではなくて通常工事を 発注した件に対しての長期間にわたる、通常の布設がえとかそういった一般的な工事に対す るものでございます。

委員(柳井ー徳君) これは労基法別に関係はないんですか。

上水道課長(藤井 護君) 先ほど申しましたように、労働者のやりとりというのは建設業法によって定められておりまして、人夫の貸し借りはだめということで、通常の下請届を出すということによって労働者の派遣ができるということで、そういった正式な手続によらない人夫の派遣やりとりは禁止されております。

委員(柳井一徳君) そうした正式な手続を得てない人夫の貸し借りであったわけですよね、今回。それに対してのペナルティーというのは、この業者に対してはどういうふうなものがあったんでしょうか。

上水道課長(藤井 護君) ペナルティーといいますか、上水道課としましてはそういった正規の手続を踏んでやってほしいということをお願いしまして指導もいたしましたし、後でもいいですから書類だけは提出してほしいということでの現場指示に終わっております。

委員(柳井一徳君) そういう違反に近いような状態のもので、ただ行政指導で終わるぐらいの程度でいいんですか。過去にはそういう何か事例はなかったんでしょうか。

上水道課長(藤井 護君) ちょっと過去の事例は今わかりませんけども、当然何度指導しても聞かない場合は労働基準監督署のほうへ連絡して来ていただくといった方法もとれますけども、まずは行政指導、市の担当者のほうが指導してお願いするということの手法でいっております。

委員(惣台己吉君) 1点お聞きします。

9月5日か9月9日のファクスの件かわからないんですが、あのときの議員の質問の答弁の中で、ファクスでしないようにということだったんですけれど、私はするようにお願いしたということ、この件に関しては市のほうから議員にお願いされたんでしょうか。

上水道課長(藤井 護君) ちょっと、今意味が聞き取れませんでした、済いません。

委員(惣台己吉君) 要は、議員さんが私はファクスでしたときに工事をするように、対応するようにということを私はお願いしましたということを言われたんです。それは、そう

いうことで市のほうが議員にお願いされたんでしょうか。もしされとんなら議員だからお願いしとんか、そういうことをちょっと。

上水道課長(藤井 護君) 水道部のほうから議員さんにお願いしたということは一切ございません。

委員(惣台己吉君) そしたら、これは私らもちょっと2件あったんですけど、そのことを聞かれた場合で、これはちょっと越権行為になるんじゃないかというような質問をいただきましたんで、わかりました。ありがとうございました。

委員(藤原清和君) かつて、10月議会かな、執行部と議会との透明性を確保しないけないということで、議員さんがそれぞれの担当者のとこへお願いしたことや要望したことについては公表していただきたいということで、10月1日からそういう形にできましたということを受けておりますけれども、この水道部のほうでもそれぞれの課や部のほうで所管されとんじゃと思います、そういった書類は。それはいつでも見せてもらえるような体制になっとんでしょうか、水道部のほうへお尋ねしますけども。

上水道課長(藤井 護君) 10月以降、そういった記録したりとか、それから録音したりとかということを指示されまして、今現在文書では残しておりますし、それから録音もするように心がけて、電話でもそういった録音できるシステムがついておりますので、そういったことも実施はやっております。

委員(藤原清和君) そのことについてまた近々に尋ねていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

建設水道委員会の一委員として質問するのはきょうが最後になりますんで、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

副市長(三宅生一君) 上水道課長のほうから経過等を申し上げましたが、少し私のほうで補足をさせてもらえたらというふうにも思っております。

そもそも、市と管工事組合は、突発の漏水の修繕工事について年間の契約をいたしております。これがまず大前提なんです。それを踏まえてやっていただいていると。年間いつ漏水が突発に起こるか、これは皆さん知り得ないところですから、そういった契約をやっているということを申し上げるべきだろうと思います。

そういう中で、9月5日夕方5時ごろ、この管工事組合の一業者が先ほど申し上げたようなことで非常に腹を立てた、かかることで同日9月5日に組合員に、41社の工事店の中に組合員が24社おりますが、これ宛てに上水道課からの漏水修繕依頼を受けません、また漏水修繕のための材料も出しませんという通知をしております。この流されたことはもちろん組合の心ある方からは市のほうが通知を受けておりますが、実際9月8日に至って漏水修繕

の事故が発生しております。これでやらなくてよろしいというものを受けておりますので、 その中ではやれないというのが組合員の最初の初動だったということになってまいります。

その翌日、9日でありましたが、上水道課のほうでそのことでは市民の安全が確保できないんじゃないかと、そもそも契約不履行だという中で、それを納得されて解除したと、そうは言ったけどもやめますということを9月8日付で、前日当分の間上水道課からの漏水修繕依頼を受けないようファクスでお願いいたしましたが、解除しますというこれになったわけであります。

ところが、この翌日になって再度出されたのが、漏水修繕の件で理事長名で組合員に、昨日漏水修繕依頼の解除をお願いいたしましたが、引き続き上水道課からの漏水修繕依頼があっても受けないようよろしくお願いいたしますということなんです。

これが、本会議場で市長が申し上げました1度ならず、2度までもこういったことをやっている、直ちに契約不履行であります、2度とも。しかも、この間2度の漏水が発生して、1度は業者の方で修繕をしていただいておりますが、いま一件はやっていただけなかったということであります。たまたま小さい漏水であったために市民生活への影響は最小限にとどめられておりますが、そうでない場合は市長が本会議で申し上げたとおり、ライフラインをとめるということで非常に適切でない行動であったということであります。はっきりした事実を言っておかないと私どもの説明が足りないのかなというふうにも思っております。

2回目の修繕をストップした後、9月11日、翌々日になりますが、先日の表題の件につきまして、これ漏水修繕ですが、当分の間上水道課からの漏水修繕依頼を受けないようお願いたしましたが、解除いたしますということです。

これによって、この解除で一旦終息に向かったわけでありますが、その間私のほうから管工事組合の理事長以下に来ていただいて、こういったことについては契約不履行だと、直ちに通常の業務をやってほしいということを申し上げましたが、残念ながら契約不履行だというふうな認識を直ちに持っておられませんでした。これも非常に残念な事実であります。そういう中において、この1月には市長名で管工事組合に宛てて厳重注意書を出したということであります。

どの公共工事についても、これは大事でこれが大事でないということはないというふうに 思いますが、水道については市民生活に大きな影響を与えることは考えられるわけでありま すので、こういったことが二度と起きないようにやっていくというのは市あるいは行政の責 務だというふうに思います。

今後、このことがまたなされるかどうか、新たな反省点でもっての管工事組合から意思表示をもらっておりません。ゆえに、41社全社に来年度から日曜当番あるいはそういった緊急のときの対応をしてもらえないかという声をかけているところであります。

本当に一人親方でやっておられるところもありますし、そもそも突発に対応し切れない数的な要素もありますので、41社全体がやってほしいということは無理だろうというふうに思いますが、現段階では11社にそのことをやってもいいよということの回答をいただいております。この11社で1年間、土日、祝日についてやるには厳しい状況も考えられます。そういった厳しい状況でもやっていただけるところについては非常にありがたいというふうに思っております。行政のみならず市民からこういう負託をされているものとして、このことを重く受けとめたいというふうにも思っております。

今後とも、給水、あるいは上水、水道を初め、建設水道のライフラインいかなるものについても毅然とした態度、あるいは真に市民に向けて行政を行っていきたいというふうに思っております。

課長の補足説明をさせていただきました。

〈なし〉

委員長(簀戸利昭君) 委員外議委員の森本議員から発言の申し出がありました。森本議員の発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員外議員(森本典夫君) 発言を許可いただきましてありがとうございます。座って質問させていただきます。

一番最初のとこからお伺いしたいんですが、工事について下請をするという届けを出さずにやっておられたので指導したということでありますが、それは職員の方々がどこの業者の方が来てやってるかというのがわかるからそういうふうなことになったんだろうと思いますけれども、そこらあたりの経緯をちょっとお聞かせいただきたい。

上水道課参事(田中伸廣君) これは、平成26年9月11日の現場管理においてなんですが、他の事業者の従業員が数日前から本工事現場内で作業に従事していたことを現場の市の監督員が確認しました。そこで、他の事業者の職員が来て仕事をしているということは下請に当たるということから下請の届け出の提出を求めました。そうしたら、元請の会社のほうが今まで言われたことがないとかという法令的なことの根拠がわからない状態で立腹されましたということで、市の監督員としましては、施工体制上で他の事業者の職員が来てするということは問題があるんで、適正な手続をということで下請の提出を求めた、工事の契約約款につきましても下請に付す場合は市がその提出を求めることができるとされております

ので、それによって適正に手続をしてくださいということを確認し、市のほうも帰って厚労省の岡山労働局に直接問い合わせを行いました。この行為はどうなるかということに対して、労働者派遣事業法の第4条の何人も建設業務に労働者派遣事業を行ってはならないとされていることに抵触しますよと、建設事業ではもう直接雇用か下請の手法しかないという回答を得ておりまして、今後も現場でそういう事案が見つかったら直接指導をしていくという意思統一を図ったとこです。

以上です。

委員外議員(森本典夫君) きっかけの状況はわかりました。

それで、下請届というのは年間で大体どのぐらいあるんですか。

上水道課参事(田中伸廣君) 集計的なものはないんですが、水道で発注でしております 配水管布設がえ工事におきましては、外部に下請されるのが舗装の切断工事をされるところ と、あと舗装の本復旧、これが直接水道事業者のほうでできないということで、大体1工事 当たり1件から2件の下請が提出されております。

以上です。

委員外議員(森本典夫君) わかりました。

それで、工事を受けないというファクスが2回にわたって出されたということでありますが、それは組合長の名前で届いてるんでしょうか。

上水道課長(藤井 護君) はい、そのとおり理事長名でございます。

委員外議員(森本典夫君) ちょっと契約のことでお尋ねしたいので、通常の水道工事の契約は一般競争入札等々でやりますが、先ほどの中で個々にしたい業者ということで今後は契約していくということで41社中現在11社がオーケーが出てるということでありますが、契約についても指名競争入札でありますので指名をするとしても、現在11社ですが、そういうところを指名して工事の契約をするための入札をするようになるのか、そういう意味では来年度からですが、工事の契約入札等々については、ここらの影響はどういうふうに考えておられますか。

上水道課長(藤井 護君) 水道部としましては今契約しておりました突発漏水事故に係る業務委託、量水器の交換の業務委託、これについての協力依頼をしてそれに対して契約をするということなんで、一般の布設がえとかそういったことの契約については水道部では管轄外なもんでお答えすることはちょっとできませんけども。

委員外議員(森本典夫君) 副市長にお尋ねします。

今後27年度の一般水道工事の契約については、指名競争入札になろうと思いますが、今までどおり41社の中から指名をしてやっていくということで、この突発工事の現在11社で後何社ふえるかわかりませんが、こういうことはもう関係なくて今までどおりの指名競争

入札をしていって組合側が受け入れてくださるということを考えておられるのかどうなのか、それも関係者が辞退されたら工事が進まない、契約が進まないということも心配されるんですが、かなりこじれてるようですので、ここらあたりで市としてそこらの感触というんですか、今後の進めぐあい、心配しておられませんか。

副市長(三宅生一君) 心配しているかいないかという、関係についても改善していくべきだろうというふうに思ってますし、それからそもそも法令遵守していただくように指導していくということは今までどおりと変わりません。

あわせまして、契約については市内を優先するということ、それから41社が全て今まで 市が発注する本管工事を請け負えるということとは違っておりますので、41社というのは 宅内の給水装置を工事できるという、その工事店さんも含めた41社でありますので、今後 本管をやっていただけるところについては、それはもうやってほしいという気持ちは十分あ ります。

ただし、11社のうち何社かは宅内しかできませんが、その本管を請け負える業者がおりますので、それについては市民の安全を確保しようということでやってやろうという手を挙げられているということはしんしゃくすべき材料だというふうに私は思っております。ただ、これについては、市としての意思決定、機関決定してその後やっていこうというふうに思っております。

それから、少ない数になってきますと、どうしても全ての工事を賄えない可能性もあるわけです。市の業者をお願いしますという大前提の中には、やはり競争性を高めるという必要もあります。ですから、残念ながらこれを今後も力強い協力関係を構築できないとすると、市内のみならずやっていただけるところには声をかけざるを得ないのかなというふうには思っております。

市内の業者を育成するという前提を壊したくないと同時に、市民の生活を確保するという のがそれよりも重要だろうというふうに思っております。

委員外議員(森本典夫君) 副市長の説明で納得しますが、かなりこじれておりますので、そういう意味では組合等といい関係を持つように最大限努力していただいて、今副市長が言われたような最悪の状況にならないように27年度頑張っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

副市長(三宅生一君) こじれているとかということでいうとわかりやすい言葉なのかなというふうには思いますが、私ほうとしては、契約をしていながら不履行をされているということを重く受けとめているということであります。

それから、業者さんを育成するということの観点を大切にしたいというふうに思っており

ますし、市民にこのことで非常に厳しい状況に置かないことを基本としてやっていきたいというふうに思っております。

ぜひとも議員の皆さん、委員の皆さんにはこのことを十分ご理解をしていただいて、行政 の推進に力を添えていただけたらと、ご理解をいただけたら、ご協力をいただけたらという ふうに切にお願いを申し上げたいと思います。

〈なし〉

委員長(簀戸利昭君) 本件については終わります。

以上で所管事務調査については終わります。

閉会に当たり、執行部より何かございましたらお願いをいたします。

副市長(三宅生一君) 終わりに当たりまして一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして終始熱心にご議論いただきました。なおかつ、 適切なご決定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。通じてい ただきましたご意見、ご提言等につきましては、直ちに行政に反映していきたいというふう に思います。

さて、この冬はインフルエンザが猛威を振るっておりました。1月16日に警報を出され、今月の5日に警報が解除になったわけでありますが、まだまだこのインフルエンザも終息という所には至っていないようであります。なおかつ、春は三寒四温ということで気温の上下の振り幅が大きいというふうにも思っております。皆様方にはくれぐれもご自愛をいただきまして、議員活動あるいは市民の負託に応えていただけますようよろしくお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

〈議長あいさつ〉

委員長(簀戸利昭君) 以上で建設水道委員会を閉会いたします。